

令和4年2月7日  
境港市議会  
境港市議会事務局

### 条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与（案）について

令和4年2月7日に開催された議会運営委員会において、地方自治法第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えることについて、下記のとおり内定したことをお知らせいたします。

#### 記

- 1 日 時 令和4年2月10日（木）午前10時45分  
（議事の進行により、時間は変更することがあります。）
- 2 場 所 境港市議会議事堂（境港市役所本庁舎3階）
- 3 事件名 島根原子力発電所稼働について境港市民の意思を表明する住民投票  
条例の制定について
- 4 意見を述べる者 請求代表者3人以内
- 5 意見を述べる時間 1人15分以内
- 6 傍 聴 一般傍聴席は19席  
先着順により傍聴券を発行します。（境港市議会傍聴規則第2条）